

## 寄附樹木の斡旋要綱

制定 令和 6年 2月 1日

施行 令和 6年 2月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、柏市民が所有する樹木について、寄附の申出があった場合、その譲渡先を斡旋する事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 基金 一般財団法人柏市みどりの基金（以下、「基金」という。）をいう。
- (2) 寄附樹木 柏市民から基金に譲渡の斡旋を依頼された植物（種子・球根を除く）をいう。
- (3) 寄附者 基金に寄附樹木の斡旋を依頼する者をいう。
- (4) 受領者 基金からの寄附樹木の斡旋に対し、受領する者をいう。
- (5) 受領希望者 基金からの寄附樹木の斡旋に対し、受領を希望する者をいう。
- (6) 移設 寄附樹木の掘り出しや運搬、埋め戻し、移植等、寄附樹木の移設に関することをいう。

(斡旋の条件)

第3条 基金が斡旋を行う場合、次の各号をすべて満たすことを条件とする。

- (1) 寄附者は、柏市民で物件所在地が柏市内であること
- (2) 寄附者は、寄附樹木を受領者へ無料譲渡すること
- (3) 寄附者は、寄附樹木が種苗法もしくはその他の法令に違反しないことを証すること
- (4) 受領者は、移設に係る費用を負担すること
- (5) 寄附者並びに受領者は、基金において寄附樹木の移設並びに保管を行わないことを承諾すること

(6) 寄附者並びに受領者は、基金が行う斡旋に係る業務に協力すること

(7) 斡旋に伴う紛争や疑義等については、寄附者と受領者との間で直接協議・解決すること

(寄付の申出)

第4条 寄附者は寄附を申し出るにあたり、基金に寄附樹木申出書を提出する。

(基金の事務)

第5条 基金は寄附樹木申出書の記載事項に不備が無いことを確認した後、次の各号の事務を行う。

(1) 寄附樹木の採寸並びに撮影

(2) 寄附樹木受付票の作成

(3) 基金のホームページ等に情報を掲載

(4) 寄附者へ受領希望者の情報を提供

(5) 受領希望者へ寄附者の情報を提供し、寄附者への連絡を要請

2 前項第3号の掲載期間は原則3か月を上限とし、寄附者からの希望に応じ、年度末まで延長することができる。

(受領希望者の対応)

第6条 受領希望者は、受領を申し出るにあたり、基金に寄附樹木受領申出書を提出する。また、速やかに寄附者へ直接連絡し協議をしなければならない。

(寄附者の対応)

第7条 寄附者は受領希望者の情報を基金から提供された場合、次の各号の対応を速やかに行わなければならない。

(1) 受領希望者からの連絡に対する受付並びに調整

(2) 寄附樹木を受領者へ譲渡が決定した際の基金への報告

(守秘義務)

第8条 寄附者並びに受領者（受領希望者を含む）は、知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める個人情報であって、生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む

む。)) を本幹旋以外での利用もしくは漏洩してはならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。